

外ヶ浜町告示第30号

外ヶ浜町委託型地域おこし協力隊設置要綱を次のように定める。

令和8年1月16日

外ヶ浜町長 山崎結子

外ヶ浜町委託型地域おこし協力隊設置要綱

施行 令和8年1月16日

告示 令和8年1月16日 告示第30号 企画政策課

(趣旨)

第1条 この要綱は、外ヶ浜町委託型地域おこし協力隊(以下「委託型協力隊」という。)の職務、身分等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 人口減少や高齢化が進行するなか、地域の活力を維持するため、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、地域の活力維持と地域の魅力の再発見につなげるため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、委託型協力隊を設置し、これに関し必要な事項を定めるものとする。

(委託型協力隊の活動)

第3条 委託型協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次に掲げるいずれかに該当する活動を行ふ。

- (1) 移住・交流事業の活動
- (2) 地域行事、コミュニティ活動
- (3) 地域資源の発掘、振興に係る活動
- (4) 農林水産業の振興に係る活動
- (5) 観光業の振興に係る活動
- (6) 地域ブランドの振興に係る活動
- (7) 6次産業の振興に係る活動
- (8) 町内各種団体の支援活動
- (9) 地域の活力維持及び地域の魅力再発見に資するために必要な活動
- (10) その他、町長が必要と認める活動

(隊員の要件等)

第4条 隊員は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない者。
- (2) 心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲と情熱があり積極的に活動できる者。
- (3) 3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の地域又は指定地域を除く。)に住所を有する者で、外ヶ浜町に生活拠点を移し、住民票を異動することが確約できる者(既に町内に定住又は定着している者を除く。)。
- (4) 町内に第6条で定める委嘱期間以上での居住を予定している者。

(隊員の委嘱、身分等)

第5条 町長は、外ヶ浜町委託型地域おこし協力隊設置要綱に基づき、隊員を委嘱する。ただし、委嘱に伴う、町との雇用契約及び雇用関係は存在しないものとし、地方公務員としての身分は有しないものとする。

(委嘱期間)

第6条 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度の途中で委嘱された者の委嘱期間は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、地域おこし協力隊の委嘱期間を最長3年まで更新することができるものとする。

(業務委託)

第7条 町長は、第4条に規定する隊員の要件等の全てを満たす者と、活動に関する業務委託契約を締結するものとする。

2 前項の規定に関わらず、協力隊受入事業者(以下「受入先」という。)が隊員を受け入れる場合は、町と受入先との協議により、地域おこし活動実施に伴う業務委託契約を締結することができる。

(受入先の決定)

第8条 前条第2項に規定する隊員の受入先となる活動団体及び法人等の決定は、町長、隊員、受入先が協議のうえ決定するものとする。

(委託料等)

第9条 町長は、予算の範囲内において、委託料を概算払により支払うことができる。

2 委託料の用途等は、別表に定める。

(活動報告)

第10条 町と業務委託契約を締結した隊員及び受入先(以下「委託先」という。)は、活動の実績を町長に報告しなければならない。

2 委託先は、毎月の活動状況報告を、活動月の翌月の定める日までに報告するものとする。

3 前項の活動状況報告内容は、次のとおりとする。

(1) 活動状況報告書

(2) 領収書等支払いを証明するものの写し

(3) 委託業務の実施状況が分かる写真等

(4) その他町長が必要と認める書類

4 委託先は、活動実績報告書を、委託業務が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、当該年度の実績を町長に報告するものとする。

5 前項の報告内容は、次のとおりとする。

(1) 実績報告書

(2) 領収書等支払いを証明するものの写し

(3) 委託業務の実施状況が分かる写真等

(4) その他町長が必要と認める書類

6 町長は、活動実績報告書による委託料等の精算額が既概算払額を下回っていると認められるときは、期限を定めて、委託先に返還を命じなければならない。

(解任)

第11条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

(1) 隊員本人から退任の願い出があったとき。

(2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(4) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(5) 町と協議なく転出したとき。

(町の役割)

第12条 町長は、隊員が円滑に活動できるように、次に掲げることを行うものとする。

(1) 隊員の年間事業計画の作成支援。

(2) 隊員の活動に関する支援。

(3) 任期満了後の定住支援。

(4) その他町長が必要と認める支援。

(受入先の役割)

第13条 受入先は、隊員の力が發揮され、受入先や地域の発展につながる活動となるよう寄り添い、伴走する役割を担うものとする。

2 受入先は、隊員の福利厚生の充実に努めなければならない。

(隊員の守秘義務)

第14条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第9条関係)

内容	上限額（税込）
(1) 隊員の報償費	年上限額を3, 500, 000円とする。
(2) 町長が別に定める基準に従い、事業計画等により事前に認められた地域おこし活動経費	実費相当額とし、年上限額を2, 000, 000円とする。

備考

- 概算払及び精算時に1, 000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 年度の途中に委嘱された者に係る各内容の上限額の適用については、別表右欄の年上限額にかかるわらず、次のとおり算出するものとし、年度の途中に委嘱期間を終える者についてもこれにならい、算出するものとする。

別表右欄に規定する年上限額×任用開始月から起算した年度末までの残月数÷12

=年度途中委嘱者に係る年上限額

※ 任用開始月について、月の途中に任用された者であっても上記算出式で計算するものとする。